

■「鎌倉市緑の基本計画」の見直し経過について

- ・「緑の基本計画」の見直しについては、平成8年4月策定の「緑の基本計画」に「計画の進捗状況を把握するとともに、今後の社会動向等を勘案し、概ね5年を目安として計画の見直しを行うものとする。」という位置づけとなっている。
- ・「緑の基本計画」の見直しは、策定後5年間に市が計画実現に向けた取り組み状況の把握をすることからスタートした。
- ・「緑の基本計画」の見直しは、「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」により設置した「鎌倉市緑政審議会」への諮問事項となることから、当初より審議会で議論を重ねながら進めることとした。
- ・見直し作業は、平成12年5月26日開催の第14回審議会で報告が行われ、審議会会長職務代理者である越澤 明氏（北海道大学大学院教授）にアドバイザーをお願いしながら進めた。
- ・平成12年7月31日開催の第15回同審議会では、「緑の基本計画」の見直しについての基本方針を審議し、見直しの基本方針として以下が了承された。

【基本方針】

- ① 今回の見直しでは、緑の基本計画策定（平成8年4月）後の施策の展開状況の確認と、それにとりあう計画内容の変更及び次の5年に向けての課題の整理を行う。
- ② したがって、全面的な改訂は行わず、平成8年度以降の施策の進展等により変更のあった部分を見直し一部改訂とする。
- ③ 全面的な改訂は、5年後（平成17年）以降のしかるべき時期に行う。
- ④ 改訂版の計画書は、平成8年の緑の基本計画と同じスタイルで、別冊として作成する。
なお、構成・内容については、素案を審議会に示し議論することとなった。

- ・構成・内容について平成13年1月19日開催の第17回、平成13年3月28日開催の第18回審議会で議論され、概ねの了承を得たところで、条例の規定に基づき、平成13年3月28日に市長が審議会に諮問を行った。
- ・平成13年5月8日から22日までの2週間、土地所有者等、市民及び事業者の方々に意見を聴くため（案）を公表し、縦覧を行い、同時に意見書の提出を受けた。なお、縦覧及び意見書の掲出についての周知は、市広報紙に縦覧・意見書提出の案内を掲載することで行った。
- ・縦覧により出された意見書については、市が対応方針（案）を取りまとめ、平成13年6月1日開催の第19回審議会で議論され、その結果、公表・縦覧により出された市民意見を踏まえて加筆ということで審議がまとまったので、同日付けで答申が行われた。
- ・市は審議会からの答申に基づき、「今後の課題と計画の改訂」に若干の加筆を行い、会長及び同職務代理者に確認を求めた上で、市長決裁を行った。（平成13年6月8日）
- ・市長決裁と同時に公告を行い、見直し計画書は、市みどり課で縦覧できるものとし、公表した。（貸出し可）
- ・都市緑地保全法第2条の2第5項の規定に基づき、平成13年6月11日付けで県知事に通知した。
- ・「緑の基本計画」の見直しの終了については、「広報かまくら」7月15日号に掲載した。



ナズナ